

拙速な宿泊税導入に反対する意見書

東北の湯治場としても名高い鳴子温泉郷には、鳴子・中山平・東鳴子・川渡・鬼首の五つの特色ある温泉地があり、日本に10種類ある新泉質分類のうち7種類が湧き出し、源泉数も約370本と泉質・湯量ともに豊富な温泉郷で、新型コロナ禍により大幅に減少した観光入込客数や宿泊客数もようやく回復基調となっている。

こうした中で、今般宮城県が進める宿泊税導入では、大崎市並びに大崎市議会、宿泊事業者にもその使途や在り方についての協議の場や十分な説明もなく、県と仙台市のみでの協議・導入では、税の公平性や今後の観光振興推進にあたっても理解を得難いものになると言わざるを得ない。

また、宮城県全体の観光振興に資する財源確保として、宿泊者（宿泊事業者）のみから税を徴収することの根拠や、「みやぎ観光創造県民条例」に定める基本計画の検証報告でも、市町村や関係団体と連携し施策を着実に実施するとしながら、制度設計段階で市や宿泊事業者への聴取や意見も求めず、全国的にも高額となる宿泊税導入を発表し制度化することは疑義が生じるものであり、一旦決まれば恒久となり得る税制導入には、なおさら慎重に対応すべきである。

なお、鳴子温泉郷の宿泊事業者からは、湯治客など長期滞在者が多く既に入湯税もある中で負担が大きいという声や、観光施策が具体的でない中で目先の税収を優先させているのではないかとの意見なども多く寄せられ、こうした特別徴収義務者の理解もない。使途や目的も不明確で十分な理解も得ずに導入することは、宮城県と大崎市、そして鳴子温泉郷が連携した観光振興に際しても大きな乖離が生じないかとの懸念もある。

よって、宮城県においては、今般の宿泊税導入は大崎市を含めた地域性や事情を十分に踏まえた上で、まさしく税収を生かした観光振興への還元を前提に提案すべきものであることから、下記事項について表明する。

記

- 1 宿泊税導入は、自治体や特別徴収義務者の理解が不可欠であり、内容や目的・使途を明示し十分に協議した上で進めることが前提であることから、拙速な宿泊税導入には反対する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年9月17日

大崎市議会議長 後 藤 錦 信

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿